

第 21 期第 21 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 11 月 28 日 (月) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 45 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 3 会議室」

議 題

1 協議事項

(1) 内水面漁業権切替えに係る漁場計画 (素案) 及び増殖指針 (素案) について

(第 4 回)

(資料 1)

2 その他

(1) 令和 5 年 2 月の委員会開催日程について

(2) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、本多 菊男、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒水産振興担当課長、井塚 GL、中川技師

議 事

山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

本日は、3名の方から委員会を傍聴したい旨の申し出を受けておりますので、まず御報告を申し上げます。

また、傍聴者の方をお願いいたしますが、「神奈川県内水面漁場管理委員会の会議に関する規程」第12条で「傍聴人は議場において発言し、又は騒ぐ等委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。」となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に委員の皆様の出席状況ですが、本日は委員10名中8名の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第21回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局、水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

本日の議題は、協議事項が1件とその他となっております。

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

篠本委員、安藤委員、よろしくをお願いいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、協議事項(1)の「内水面漁業権切替えに係る漁場計画(素案)及び増殖指針(素案)について(第4回)」を議題といたしますが、こちらの資料説明に入る前に前回委員会において、ワカサギの増殖方法に関して質問が出されておりますので、それについて水産課から最初に説明したいということですので、よろしくお願ひします。

水) 中川技師

前回、ワカサギの増殖指針について、安藤委員からいただいた御指摘、御質問に対して回答させていただきます。

資料の別紙6の7ページをご覧ください。

前回までの資料では、増殖指針におけるワカサギの増殖方法は発眼卵放流としておりましたが、実態としては、本県唯一のワカサギの漁業権がある芦ノ湖においては、ふ化装置を用いたふ化仔魚放流により増殖がなされております。この実態との相違について、御指摘をいただいたもので、この下線部分を修正させていただいております。

結論としては、増殖方法についてはふ化仔魚放流、又は発眼卵放流による増殖といたしました。

免許時の計画増殖量については、ふ化仔魚放流と発眼卵放流の両方を記入していただいて、増殖に当たっては、その年のふ化仔魚の生産状況等に応じまして、いずれかの増殖方法を選択していただくことといたします。

このふ化装置を用いたふ化仔魚放流というのは、比較的安定した生産が可能ではありますが、このふ化器には電動の部品が付いておりますので、停電ですとか、故障といったトラブルが発生する可能性もございますので、そういった際には、よそから発眼卵を購入して増殖する方法も可能ですということが残してございます。

放流数の集計方法についてですが、ふ化仔魚放流の場合であっても、現在は受精卵の数で計上して委員会の方に毎年、御報告をいただいているところでございます。技術的にはふ化仔魚放流であれば、発眼卵の計算までは可能ですが、ふ化仔魚の数までは数えることができないのが実情でございます。

また、発眼卵放流として購入した場合は、卵がシュロ枠という枠に付着した状態で購入しますので、その枠ごと湖に放流する手法となりますので、ある程度その数量として正確に把握できるのは受精卵の数までになります。

この2つの方法について、このような状況であることから、いずれも増殖の数量については受精卵の数をベースとして、増殖していただくということで増殖指針を修正させていただきました。

前回の御質問に対する回答は以上になります。

議長

今、ワカサギの増殖指針の変更について説明がありましたが、何か御質問、御意見がありましたら、いかがですか。

安藤委員

最初、増殖単位がふ化仔魚放流を入れても何粒にするということで、資料だけを見て少し違和感があったのですが、今の御説明で止むを得ないかなという気がしますので、これでいいのではないかと思います。

議長

因みに、ふ化率というのは何割ぐらいですか。

水) 中川技師

ふ化率は、概ね9割以上というふうには伺っておりますが、正確に毎年計算しているものではないので、なかなか文献としても使えるような資料も探したのですが、見当たらない状況です。

議長

そのように言われているのですね。

水) 中川技師

はい、そうです。9割ぐらいはあるだろうということです。

議長

分かりました。

他に何かございますか。

ないようでしたら改めまして、漁場計画素案、増殖指針素案についての第4回ということで、本日は、漁場計画素案の内共第1号、内共第2号、内共第5号、この3つについて、水産課から補足説明等がありましたらお願いします。

水) 中川技師

【資料1に基づき説明】

議長

ありがとうございます。

ただいま、3つの漁業権についての説明がありました。個別に審議をしたいと思いますので、まず内共第1号の漁場計画素案について、御質問、御意見ありましたら、お願いします。

安藤委員

内共第1号ですが、別紙5の1枚めくったところに漁場の区域の基点の位置がたくさん示されていますが、これは前回の漁業権の時と変更になった場所というのはあるのでしょうか。

水) 中川技師

お答えします。漁場の区域自体は全く10年前の内容と変わってはいないのですが、標識が少し見づらくなっているという部分もありますので、今後はちょっとまだ変更になる可能性はあります。

今後、1月の正式な諮問の前にこの基点の表現方法については、変更になる可能性はございますが、実際、位置については変更自体ありませんので、このまま漁場計画案として諮問をさせていただければと考えております。

安藤委員

そうすると、基点の表中の位置等については、これから確認ということですね。

水) 中川技師

ここから変更になる可能性はございます。

安藤委員

まだ、今現在では個別の標識については確認できてないということですね。

水) 中川技師

はい。

水) 井塚 GL

よろしいですか、念のために補足しますと、今の変えるというのはちょっと説明にもありましたけれども、位置を変えるわけではなく、この漁場計画の記載の方法をもっと分かりやすいように変えるということです。例えば、何々橋から上流何メートルですとか、そのように変える可能性があるということを御承知おきください。

議長

よろしいですか。

安藤委員

はい。

議長 他に何かございますか。

直接的に関係はありませんが、参考資料1の1ページの内共第18号で、あゆがチョンチョンで周年になっていますが、これは山梨県がこういう免許で、ミスプリではないですね。

水) 中川技師 はい、そうですね、山梨県の免許が周年となっております。

それは10年前、20年前の免許の時も同様です。

議長 他に何かございますか。

安藤委員 もう1点ですが、テナガエビのことで先ほど御説明いただいたのですが、もう少し何か詳しい話を御存知でしたら、教えていただきたいのですが。

水) 中川技師 先日、相模川漁連の会長から少しお話をいただきました。

これまで6月頃の委員会で安藤委員からミナミテナガエビの増殖はどうかという話をいただいて、その旨を相模川漁連の会長に情報提供させていただいたところ、ちょっと探してみるということで、各所にどうも連絡されたようです。

それで、ミナミテナガエビであれば、高知県の業者がどうも今、生産しているようだということで声を掛けてみたら、入手ができそうだということでルートを確認していただいたと聞いております。

また、浜松の方は、テナガエビの業者についてはちょっと詳しく伺っていないのですが、そこも、もともと食用だったのか、放流用に作っているわけではないと思うのですが、そこも1か所買えそうなところがあったので、候補として購入ルートの一つとして見つけましたという報告をいただいております。

萩原委員 安藤委員からその辺について、この委員会の中で御指摘いただきましたので、その時に会長の方にこういう意見が出ましたということで話をし、今、おっしゃられたように確認をして、入れられるという確証を得たということです。ありがとうございます。

安藤委員 ちょっと細かい点ですが、浜松の方はテナガエビですか。

水) 中川技師 テナガエビです。

安藤委員 はい、分かりました。

議長 他に何かございますか。

ないようでしたら内共第1号の漁場計画素案について、了承するということがよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長

では、そのように決めます。

続きまして、内共第2号の増殖計画素案について、御質問、御意見がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

安藤委員

1点だけ、この区域については道路が土砂崩れの関係で、出入りが非常に困難になっているという話がずっとあったのですが、今回、漁場計画を立てるに当たって、その放流に際して支障が有るか無いかとか、その辺りは、具体的に現状どうなのでしょう。

議長

答えられますか。

水) 井塚 GL

漁場計画を立てるに当たって、7月、9月頃にですね、現地を見に行きまして、ここの現地は神の川というところですが、確かに途中までは行けるのですが、少し途中から先がやはり崖崩れが起きていて、ちょっと林道が封鎖されているという状況になっています。ですから、下の下流から全域が入れなくて、放流できないというわけではなくて、少し途中までは行けるということです。

ちょっと上の方までは、なかなか今、まだ回復できていない状況です。

安藤委員

そうすると現状であっても、放流できる区域はあるということですね。

水) 井塚 GL

漁協さんから見れば、できれば従来、上流の釣り場として使われていたようなところに放流するのがベストだと思うのですが、下流の放流については、できないことはないのかなというふうに考えております。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら、内共第2号の漁場計画素案についても、了承するという事でよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決めます。

では、続きまして内共第5号の漁場計画素案について、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

特にないようでしたら、内共第5号の漁場計画素案について、了承するという事でよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決めます。

因みに、あゆ漁業を一番上に表記しているのは、これは他の漁業権についても配慮し、一番上にするという事ですね。

水) 中川技師 前回、会長から御指摘をいただきまして、一番上にあゆ漁業を持ってき
た方がスマートに見えるというか、そのような御指摘を反映して、今回こ
のようにさせていただきました。

来年1月に諮問する際には、他の河川も同様に一番上にあゆ漁業を持っ
てくるような形で漁場計画とさせていただきたいと思いますので、よろし
くお願いいたします。

議長 他に何かございますか。

篠本委員 資料1で1枚めくってもらうと、2の「内水面漁場計画の立案方針」の
次の(1)の「都県境に接する河川の漁業権について」とありますが、これ
の山梨県、静岡県、東京都と3つ挙げられており、静岡は千歳川のみが記
されていますが、酒匂川の源流部も静岡と神奈川に跨っています。それ
については、今まで特に問題があったわけではないのですが。

正式な文書を作る時には、その管理体制をどうするかというところで、
ちょっと気になっています。

今まで10何年、役員としてやっていますが、釣り人等と揉めたことは
ありません。

漁場管理という面では、やはり線引きをきっちり文書で表した方がいい
のかなという気はしています。

議長 そこは漁協間ということですか。

篠本委員 一つは漁協間もあるし、その県同士の話し合いも必要ならば、当然して
おく必要があろうかと思えます。

議長 静岡側と何か打ち合わせをしているのかどうか。

水) 中川技師 ちょっと今、実際の場所について、私も把握できてないのですが、それ
は酒匂川水系の話ですよ。

篠本委員 そうです。酒匂川と鮎沢川との県境での管理の仕方、今まで酒匂川漁協
にそれを文書化したものは目にしていません。

水) 中川技師 分かりました。

篠本委員 ないと言い切っているのかどうか、私は目にしていません。

安藤委員 ちょっと確認ですが、その鮎沢川の部分は共同の漁場になっています
か。

水) 井塚 GL よろしいですか、委員がおっしゃった資料1の2ページに書かれている
山梨と東京というのは、今、安藤委員がおっしゃった共同漁場になって
いるところです。これは川がこうあると、県境が川の真ん中だとかに走っ
ているところですね。

そこについては共同漁場ということで、話し合いをしてですね、どちらが漁業権を立てようかというようなことでやっているのですが、恐らく鮎沢川の場合は、こう県境が横断ですね。

篠本委員

縦断ではなく、横断ですね。

水) 井塚 GL

そこが一つの区切りになるのかなと、疑いのない区切りになるのかなと。

篠本委員

半分ではなくてね。

安藤委員

そうであるとすれば、漁場の起点が示されていると思いますし、管理の仕方は多摩川の上流部の神奈川と東京の境目の管理と同じになるのではないかと思います。

議長

そうですね。

篠本委員

起点があるとすれば、全く定かではないので、確認させてください。

議長

よろしいですか。

篠本委員

はい。

議長

一応、議題は終わりましたが、委員の皆様方から何かありましたら、お願いします。

よろしいですか。

水産課、事務局から何かありますか。

ないようでしたら、本日の委員会はこれで閉会といたします。